|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種類 | 届出の種類 | 添付書類 |
| 小規模多機能型居宅介護 | ①職員の欠員による減算の状況 | ※減算が解消される場合のみ添付・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－４）・資格証・研修修了証の写し |
| ②特別地域加算 | 【添付書類不要】 |
| ③中山間地域等における小規模事業所加算 | ・中山間地域等における小規模事業所加算に係る算出表（参考様式３） |
| ④若年性認知症利用者受入加算 | 【添付書類不要】 |
| ⑤看護職員配置加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－４）　※加算算定開始月のもの。【Ⅰ】常勤の看護師を１以上【Ⅱ】常勤の准看護師を１以上【Ⅲ】常勤換算方法で看護職員を１以上・看護職員の資格証の写し |
| ⑥看取り連携体制加算 | ※看護職員配置加算Ⅰを算定していない場合は算定不可。・看取り連携体制に関する届出書（別紙９－６）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－４）　※加算算定開始月のもの。　※２４時間連絡体制を整備していることがわかるよう記載してください。・看護職員の資格証の写し |
| ⑦訪問体制強化加算 | ・訪問体制に関する届出書（別紙８－３－Ａ）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－４）　※訪問を担当する従業者がわかるように記載してください。　※加算算定開始月のもの。 |
| ⑧総合マネジメント体制強化加算 | ・総合マネジメント体制に関する届出書（別紙８－１－Ａ） |
| ⑨科学的介護推進体制加算 | 【添付書類不要】※「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要です。 |
| ⑩サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） | ・サービス提供強化加算に関する届出書（別紙１２－５）・人材要件に係る算出表（参考様式２１）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－４）　※届出日前一月のもの。※（Ⅰ）：従業者（看護師・准看護師を除く。）を記載し、介護福祉士(又は勤続１０年以上の介護福祉士)の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。　（Ⅱ）：従業者（看護師・准看護師を除く）を記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。（Ⅲ）：①介護福祉士の割合で算定要件を満たす場合は、従業者（看護師・准看護師を除く）を記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。　　　②常勤職員の割合で算定要件を満たす場合は、従業者を記載し、常勤職員の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。　　　③勤続年数７年以上の職員の割合で算定要件を満たす場合は、従業者を記載し、勤続年数７年以上の職員の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。・介護福祉士の資格証の写し※介護福祉士の資格取得者の割合で算定する場合に必要。・実務経験証明書 （参考様式２９）※勤続年数の職員の割合で算定する場合に必要。 |
| ⑪介護職員処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |
| ⑫介護職員等特定処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |
| 小規模多機能型居宅介護（短期利用型） | ①適用開始 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－４）　※適用開始月のもの。・資格証・研修修了証の写し・サービス提供回数に係る減算の対象となっていないことが分かるもの※提出後、別途運営規程の変更が必要になります。（短期利用規定を明記） |
| ②職員の欠員による減算の状況 | ※減算が解消される場合のみ添付・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－４）・資格証・研修修了証の写し |
| ③中山間地域等における小規模事業所加算 | ・中山間地域等における小規模事業所加算に係る算出表（参考様式３） |
| ③サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） | ・サービス提供強化加算に関する届出書（別紙１２－５）・人材要件に係る算出表（参考様式２１）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－４）　※届出日前一月のもの。※（Ⅰ）：従業者（看護師・准看護師を除く。）を記載し、介護福祉士(又は勤続１０年以上の介護福祉士)の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。　（Ⅱ）：従業者（看護師・准看護師を除く）を記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。（Ⅲ）：①介護福祉士の割合で算定要件を満たす場合は、従業者（看護師・准看護師を除く）を記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。　　　②常勤職員の割合で算定要件を満たす場合は、従業者を記載し、常勤職員の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。　　　③勤続年数７年以上の職員の割合で算定要件を満たす場合は、従業者を記載し、勤続年数７年以上の職員の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。・介護福祉士の資格証の写し※介護福祉士の資格取得者の割合で算定する場合に必要。・実務経験証明書 （参考様式２９）※勤続年数の職員の割合で算定する場合に必要。 |
| ④介護職員処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |
| ⑤介護職員等特定処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種類 | 届出の種類 | 添付書類 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | ①職員の欠員による減算の状況 | ※減算が解消される場合のみ添付・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－４）・資格証・研修修了証の写し |
| ②特別地域加算 | 【添付書類不要】 |
| ③中山間地域等における小規模事業所加算 | ・中山間地域等における小規模事業所加算に係る算出表（参考様式３） |
| ④若年性認知症利用者受入加算 | 【添付書類不要】 |
| ⑤総合マネジメント体制強化加算 | ・総合マネジメント体制に関する届出書（別紙８－１－Ａ） |
| ⑥科学的介護推進体制加算 | 【添付書類不要】※「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要です。 |
| ⑦サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） | ・サービス提供強化加算に関する届出書（別紙１２－５）・人材要件に係る算出表（参考様式２１）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－４）　※届出日前一月のもの。※（Ⅰ）：従業者（看護師・准看護師を除く。）を記載し、介護福祉士(又は勤続１０年以上の介護福祉士)の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。　（Ⅱ）：従業者（看護師・准看護師を除く）を記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。（Ⅲ）：①介護福祉士の割合で算定要件を満たす場合は、従業者（看護師・准看護師を除く）を記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。　　　②常勤職員の割合で算定要件を満たす場合は、従業者を記載し、常勤職員の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。　　　③勤続年数７年以上の職員の割合で算定要件を満たす場合は、従業者を記載し、勤続年数７年以上の職員の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。・介護福祉士の資格証の写し※介護福祉士の資格取得者の割合で算定する場合に必要。・実務経験証明書 （参考様式２９）※勤続年数の職員の割合で算定する場合に必要。 |
| ⑧介護職員処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |
| ⑨介護職員等特定処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型） | ①適用開始 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－４）　※適用開始月のもの。・資格証・研修修了証の写し　・サービス提供回数に係る減算の対象となっていないことが分かるもの※提出後、別途運営規程の変更が必要になります。　（短期利用規程を明記） |
| ②職員の欠員による減算の状況 | ※減算が解消される場合のみ添付・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－４）・資格証・研修修了証の写し |
| ③中山間地域等における小規模事業所加算 | ・中山間地域等における小規模事業所加算に係る算出表（参考様式３） |
| ④サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） | ・サービス提供強化加算に関する届出書（別紙１２－５）・人材要件に係る算出表（参考様式２１）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－４）　※届出日前一月のもの。※（Ⅰ）：従業者（看護師・准看護師を除く。）を記載し、介護福祉士(又は勤続１０年以上の介護福祉士)の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。　（Ⅱ）：従業者（看護師・准看護師を除く）を記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。（Ⅲ）：①介護福祉士の割合で算定要件を満たす場合は、従業者（看護師・准看護師を除く）を記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。　　　②常勤職員の割合で算定要件を満たす場合は、従業者を記載し、常勤職員の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。　　　③勤続年数７年以上の職員の割合で算定要件を満たす場合は、従業者を記載し、勤続年数７年以上の職員の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。・介護福祉士の資格証の写し※介護福祉士の資格取得者の割合で算定する場合に必要。・実務経験証明書 （参考様式２９）※勤続年数の職員の割合で算定する場合に必要。 |
| ⑤介護職員処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |
| ⑥介護職員等特定処遇加算 | 【別途通知のとおり】 |